

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	どうぞうによらいりゅうぞう 銅造如来立像 1 軀		
所 在 地	西条市丹原町古田		
所 有 者	興隆寺	管 理 団 体	
指定年月日	昭和40年12月24日		
解 説	西山川の上流の西山の山腹にある興隆寺は、真言宗醍醐派の別格本山で、寺伝では平安時代の開基といわれている。 この銅造如来立像は、像高25.4センチメートル、金厚1～0.4センチメートル、通肩の衲衣をつけ、胸前には下着の襟と腰紐の結び目をあらわし、左手は掌を前にして下げ、第5指を曲げて他指を伸ばし、右手は掌を前にして立て、5指を伸ばして直立している。 像の鑄造には、ろう型を用いて全身を同鑄しており、金厚は薄手でほぼ平均し、鑄造の技法は巧みである。鍍金には火による損傷が目立っているが、面相や胸前の肉身部に一部残っており、衣文などの意匠は、金銅仏の中でもよく古式の特色を示している。手慣れた技法、平明で温雅な表現などから製作は奈良時代とみられる。		

